

平成 2 5 年 1 0 月 1 日
防 衛 省

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令について

「自衛隊法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 4 0 号）の一部を改正する省令（平成 2 5 年防衛省令第 1 1 号）」につきましては、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 5 4 号）の一部の施行に伴う自衛隊法施行令（昭和 2 9 年政令第 1 7 9 号）の一部改正により、各障害等級に該当する身体障害の規定について、所要の改正を行ったところです。

この省令につきましては、各障害等級に該当する身体障害の規定については「災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情及び同項第四号の内閣府令で定める基準等を定める内閣府令」（平成 2 5 年内閣府令第 6 8 号）別表（第三条関係）の例によるとするものであり、当該内閣府令は内閣府により「『災害救助法施行規則等の一部を改正する内閣府令案の概要』に対する意見募集について」において意見公募が行われているため、行政手続法第 3 9 条第 4 項第 5 号で定める「他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を定めようとするとき」に該当することから、同法に定める意見公募手続（パブリックコメント）は実施しておりません。

以 上

問い合わせ先

住 所：〒1 6 2－8 8 0 1

東京都新宿区市谷本村町 5－1

防衛省大臣官房訟務管理官付

電話番号：（代表） 0 3－3 2 6 8－3 1 1 1 内線 3 6 6 2 5

F A X：0 3－5 2 2 7－2 4 5 1